11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=12}^{15}(B_n \times C_n) + \sum_{n=12}^{13}(D_n \times E_n) \times \dfrac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=12}^{17}(H_n \times I_n) + \sum_{n=12}^{14}(J_n \times K_n) + \sum_{n=12}^{13}(L_n \times M_n)}{184{,}000\text{円} \times A + N \times 0.3 + \sum_{n=12}^{元}(O_n \times P_n)}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $C_{12} = 0.020$ $C_{13} = 0.020$ $C_{14} = 0.019$ $C_{15} = 0.019$ D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 12 年度及び平成 13 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 $E_{12} = 0.020$ $E_{13} = 0.021$ α　前号算式の符号αに同じ。

11	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=11}^{15}(B_n \times C_n) + \sum_{n=11}^{13}(D_n \times E_n) \times \dfrac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=11}^{17}(H_n \times I_n) + \sum_{n=11}^{14}(J_n \times K_n) + \sum_{n=11}^{13}(L_n \times M_n)}{187{,}000\text{円} \times A + N \times 0.3 + \sum_{n=11}^{30}(O_n \times P_n) - Q \times 0.6}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.019 イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022 $C_{12} = 0.020$ $C_{13} = 0.020$ $C_{14} = 0.019$ $C_{15} = 0.019$ D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.022 イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022 $E_{12} = 0.020$ $E_{13} = 0.021$ α　前号算式の符号αに同じ。